



# 知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス  
代表 藤田貴男

(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1

六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433

info@jp-ips.com(代表)



2014・5・10

最新ニュース・割引情報・  
無料セミナーなど

検索 | 日本知財サービス

## iPod特許訴訟

## ▽知財高裁▽

### 日本の技術者がアップルに勝訴

米アップルの携帯音楽プレーヤー「iPod」のスイッチに使われている技術が、自身の持つ特許権を侵害しているとして、ソフトウェア技術者の男性がアップル日本法人に100億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が知的財産高裁であった。判決では一審に続いてアップルによる特許権侵害を認め、ほぼ同額の約3億3千万円の支払いを命じた。

対象は「iPod classic」など5機種。円形のタッチセンサーと複数のボタンを組み合わせた「クリックホイール」と呼ばれるスイッチを備え、表面を指でなぞって押すことで楽曲の選択・決定などをスムーズに操作できる。

男性は連続したリング状のタッチ位置検出センサーとプッシュスイッチなどを備えた入力装置に関する特許を保有。iPodなどの販売が特許権を侵害しているとして、損害金627億円のうち100億円について賠償を求めている。

一審・東京地裁判決は、アップルの製品に使われている技術が、男性が持つ特許の技術的範囲に属するとした上で、対象製品の売上高と妥当な特許使用料率をそれぞれ算定。男性の損害額を約3億3千万円と認定していた。

③特許権、④実用新案権、⑤意匠権、⑥営業秘密に関する権利などをあげ、それぞれの概要や活用例などを紹介、解りやすくまとめている。

同マニュアルでは、ブランド保護のための戦略的知的財産活用として主なポイントをあげ、実例を交えながら説明している。

- ①植物新品種を活用するブランドの場合
  - ・育成者権を活用し栽培者を限定（高品質の維持）
  - ・品種名をブランドにしない
- ②伝統野菜、畜水産物のブランド化の場合
  - ・伝統野菜、畜水産物は商標権を活用
  - ・商標を活用して関係者の連携を強化
  - ・地名を含む場合は地域団体商標を活用
- ③特殊な農法により差別化するブランドの場合
  - ・特許技術は公開されることに要注意
  - ・ブラックボックス化して秘匿するのも効果的

## 農林水産物・食品

## ▽農林水産省▽

### 戦略的知財活用マニュアル策定

農林水産省は、知的財産制度の戦略的な活用を通じての日本の農林水産物・食品のブランド戦略の展開を支援するため、知的財産の具体的な活用方策を紹介する「戦略的知的財産活用マニュアル」を策定したと発表した。

戦略的知的財産活用マニュアルは、強みのある農林水産物・食品を保護するための知的財産の戦略的な活用についてまとめたもので、農林水産物のブランド化に活用できる知的財産権として、①育成者権、②商標権、地域団体商標権、

## 公的機関に民間人材 ▽総合科学技術会議▽

### 官民で休眠特許を活用

政府の総合科学技術会議は、公的な研究機関が大学や民間企業の研究者を受け入れやすくする仕組みを作ることを決めた。大学などの研究成果の7割が「休眠特許」となり、事業化に結びつかない現状の是正が狙い。

今まで大学や企業の研究者が公的研究機関に兼務して働く場合、給与や年金などの仕組みが未整備だった。新たな仕組みでは、こういった人事処遇のルールを明確にして、人材交流の障害を取り除く。例えば大学と兼務する研究者の給与なら、大学などと研究機関が半分ずつ支とう形を想定する。これにより、大学や企業の研究者が、公的研究機関の最新鋭の設備を使い、先端的な取り組みをしやすくなる。

公的研究機関の取り組む研究は国の予算を使ったものが多かったが、今後は公費による研究を基礎研究に限り、活動の中心を企業からの受託研究に切り替える方針。

## 解説

## JASRAC事件審決取消訴訟

東京高等裁判所 平成24年(行ケ)第8号  
審決取消請求事件 判決言渡:平成25年  
11月1日

## 第1 事案の概要

参加人(一般社団法人日本音楽著作権協会・JASRAC、以下「JASRAC」という)は、音楽著作物の著作権(音楽著作権)の管理事業者として、著作権者から音楽著作権の管理を受託している。そして放送事業者が音楽著作物の利用を許諾するとともに、使用料を徴収してこれを著作権者に分配する事業を行う法人である。この利用料の計算は楽曲の利用の有無や回数に関係なく各放送事業者の放送事業収入に一定の率を乗ずる等の方法で、徴収する方式(いわゆる包括徴収の方式(以下「本件行為」という)を採っている。

被告(公正取引委員会(以下「公取」という))は、本件行為は独占禁止法(独禁法)2条5項「排除型私的独占」に該当し、同法3条に違反するとしてJASRACに対し、平成21年2月27日、同法7条1項に基づく排除措置命令(本件排除措置命令)を行った。

これに対しJASRACが本件排除措置命令の取消を求めて審判を請求したところ、公取は、平成24年6月12日、本件排除措置命令を取消す審決(以下「本件審決」)を行った。

原告は、平成18年以降、放送等利用に関する管理事業に参入したが、競争者は、JASRACのみであった。本件行為により、放送事業者が原告の管理楽曲を利用する場合、放送事業者はJASRACに支払う包括的な使用料の他に個別使用料を原告に対して支払うことになる。このため、経費負担を避ける放送事業者は原告の管理楽曲の利用を回避し、代替えが効く限りJASRACの管理楽曲を利用することになっていた。このような本件行為による排除効果により原告の管理する楽曲の実質の利用は殆どゼロであった。

そこで、本件審決が確定すると本件行為の排除により、得られるはずの競争上の地位という、独占禁止法が保護する利益を失うなどと主張し、公取を被告として、東京高等裁判所に、本件審決の取消訴訟を提起した。そして、同訴訟にJASRACが参加(行政訴訟22条1項)した。

## 第2 本件審決の要旨

本件行為が独占禁止法2条5項所定のいわゆる排除型私的独占の要件を充足しないと判断した。

本件審決は、排除型私的独占に該当するためには①本件行為が、他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有すること、②本件行為が、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有すること、③本件行為が、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであること、④本件行為が、公共の利益に反するものであること、との各要件を充足する必要があるとした上で、上記①に係る事実の認定及び要件充足性を判断し、同要件を充足しないと判断した。

## 第3 主な争点

争点1は、(原告適格の有無)について

細かな法律上の争いに関する面もあるので、本解説では省略する。

争点2は、(事実認定の誤り)についての判断

## 第4 判決

被告(公取)が、公正取引委員会平成21年(判)第17号審判事件について、参加人に対し平成24年6月12日付けでした審決を取り消す。

(1) 少なくない数の放送事業者が原告管理楽曲の利用を回避し、又は回避しようとしたことが認められるところ、このように放送事業者が原告管理楽曲の利用

を回避し、又は回避しようとした理由としては、原告管理楽曲を利用した場合には、参加人(JASRAC)に支払う放送等の使用料に追加して、原告への放送等使用料を支払わざるを得ないことがあったこと、放送等使用料が追加負担となる理由としては、放送事業者が参加人に支払う放送等使用料が放送等利用割合を反映していないことがあったことを認めることができる。

(2) この点、本件審決は、「放送事業者が原告管理楽曲の利用につき慎重な態度を採ったことの主たる原因が、参加人と放送事業者との間の包括徴収を内容とする利用許諾契約による追加負担の発生にあったと認めることはでき(ない)」、「原告が準備不足の状態のまま放送等利用に係る管理事業に参入したために、放送事業者の間に原告管理楽曲の利用に関し、相当程度の困惑や混乱があったことがその主たる原因であったと認めるのが相当である」としたが、本件審決の上記認定は、実質的証拠に基づくものとはいえない。

## (3) 結論

以上の通り、本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するものと認められることから、この点が認められないことを理由として、本件行為が独占禁止法2条5項に定める排除型私的独占に該当しないとされた本件審決の認定、判断には誤りがある。従って、原告主張の取消事由には理由があるから、その余の点について判断するまでもなく、本件審決は取り消すこととする。

## 第5 考察

JASRACが、音楽の著作権料の徴収に各放送局の売上高の一定率を決めてこれを徴収すること(包括徴収方式)は、この分野に新規参入を難しくする行為であり、これが独禁法に違反するとした主張に対して、公取はその通りであるとして排除命令を出した(2009年)。

この徴収方法は、曲が流れた回数や時間を問わず、各局の放送事業収入の1.5%を使用料とするものである。ところが、公取が2009年に出したJASRACの行為が独禁法に違反するとした排除命令を、公取が審判において取り消す審決を出した(2012年)ので、これを不服としてこの審決を取り消す訴訟を東京高裁に行ったものである。

日本の音楽著作権管理業務は、2001年に著作権管理の法律が導入され、管理事業者の新規参入が可能となった。しかし、日本の音楽管理事業は実際には、JASRACが9割以上の国内シェアを維持したままで、他の新規参入が極めて難しい状況にある。

即ち、JASRACが包括徴収方式を行っているため、放送事業者が他の管理事業者の管理楽曲を利用すれば放送等使用料の総額が必ず増加するので、放送事業者が他の管理事業者の管理楽曲を使用しなくなり、著作権者も他の管理事業者に管理を委託しなくなると、いうのである。これが競争を阻害している根本的な原因であるというものである。

JASRACは、基本的に公平平均で「画一料金」「非差別的」「非独占的」であると言われていた。包括的な方法はブランケット契約と呼ばれる。本件は双方が、最高裁に上告受理申立を行ったので、何れにしても最高裁の判断に持ち込まれ、決着には時間がかかる見込みである。

なお、日本における音楽著作権管理業務は、競争という観点からは、現状を改善する余地があると考えられるので、本判決は極めて常識的な結論であると思われる。

開会中の第186回通常国会で成立した「特許法等の一部を改正する法律」において、商標では、新たに音の商標が保護対象に追加されることになった。音の商標の場合、音楽著作物として音楽著作権との関係が生じることがあり得る。本件は、音楽著作権に関する判決であり、実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。

以上

# 「IGZO」商標無効の恐れ ～ブランド戦略に影響～

■シャープ、知財高裁に提訴■

シャープはこのほど、同社の液晶ディスプレイなどに使う「IGZO (イグゾー)」の登録商標を無効とした特許庁の審決を不服として、知的財産高等裁判所に提訴した。

商標問題が起きたのは、IGZOに関する特許を保有している科学技術振興機構 (JST) が昨年7月、登録商標の無効審判を特許庁に請求したことがきっかけとなる。シャープはJSTからIGZO特許の利用許諾を受けて技術を使用しており、2011年11月に「IGZO」の商標を登録していた。特許庁は審判を行い、今年3月に商標を無効とする審決を出した。

争いの行方に注目が集まっている背景には、特殊な事情がある。審決などによると、IGZOの名称はもともとは物質名であるということ。IGZOは「In (インジウム)、Ga (ガリウム)、Zn (亜鉛) およびO (酸素)」の複合物からなる酸化物の略語で、その歴史は1985年までさかのぼる。この年、当時の科学技術庁無機材質研究所の君塚氏が世界で初めてIGZO結晶の合成に成功。さらに東京工業大学の細野教授らが2004



年、液晶ディスプレイに利用できることを示した。細野教授らの成果はJSTの支援事業で生まれたもので、関連特許はJSTが一括してライセンスしている。

JST側としては、すでに知られている物質名としてのIGZOが学会などで研究者が自由に使えないことを危惧。「商品の原材料名などを表しているだけの商標は認められないという商標法の規定に抵触している」と主張。

一方のシャープは、「IGZO技術を採用した液晶ディスプレイやその応用商品を量産しているのは当社だけ。当社の宣伝・販売促進などの企業努力で『IGZO=シャープ』というイメージが事実上定着しているため、当社の商標として認識されることは合理的だ」と反論している。

高精細化・低消費電力化の液晶ディスプレイを可能にしたIGZO技術は、それ以外の分野でも多くの企業が応用研究を進めている。仮に商標が無効になってもシャープは使い続けることはできるが他社も自由に使えるようになる。

同社のブランド戦略に大きな影響を与えることから、今後の訴訟の行方に注目が集まっている。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

# 無料でソフトを配信 広告と通販で収益向上

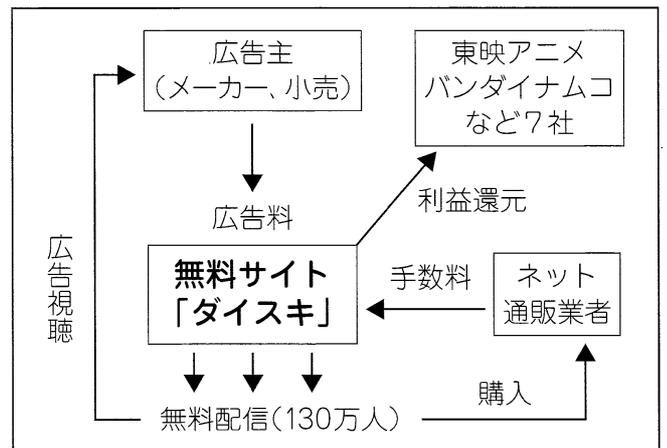
アニメ関連企業

東映アニメーションやバンダイナムコなど7社が運営するアニメの無料サイト「DAISUKI (ダイスキ)」(海外からのアクセスに限定) が昨年5月の開設以降、順調に収益を上げている。

同サイトは「機動戦士ガンダム」や「ルパン三世」など海外で人気の30作品を無料で配信している。視聴者は欧米アジア十数カ国で約130万人。サイト運営による広告収入とネット通販で利益を得ている。

日本独自のアニメなどのコンテンツは「クールジャパン」として人気広がっているが、一方で違法配信や海賊版も横行し、取り締まりやコピー対策は限界に近い。そこで、あえて無料でソフトを配信し、違法業者に負けない「損して得を取る」仕組みが必要と判断した。

配信は無料でも作品のファンになれば大部分



の人が関連グッズを購入する傾向があるため、収益に大きく貢献する。アニメには熱狂的ファンが多く、所得水準の低い東南アジアでもアニメ関連商材がよく売れているという。

また無料配信に併せ、サイト限定で高額プラモデルを販売したり、さまざまなイベントを告知して小売店にファンを誘導している。

一方、日本政府も日本文化の発信につながる産業を支援する官民ファンドの海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) を設立し、今後5年間で1,500億円を投資する。

# 審 決 紹 介

商標「健康マイレージ」は、地方公共団体が行っている公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標と認められるから、商標法第4条第1項第6号に該当する、と判断された事例（不服2013-3202、平成25年9月17日審決、審決公報第168号）

## 1 本願商標

本願商標は「健康マイレージ」の文字を標準文字で表してなり、第9類、第42類及び第44類に属する商品及び役務を指定商品及び指定役務として（後に、補正）、平成24年6月29日に登録出願されたものである。

## 2 当審における拒絶理由

本願商標は「健康マイレージ」の文字を標準文字で表してなる処、該文字はいくつもの地方自治体が行っている市民、町民等の健康づくりのための事業である「健康マイレージ事業、健康マイレージ制度」（以下、「健康マイレージ事業」という。）を理解させる標章と認められるものである。

該事業については、インターネット情報の「全国知事会」のウェブサイトにおける「先進政策バンク」のウェブページにおいて、各都道府県から「全国知事会先進政策バンク」に登録された事例として、「施策・事業名称」に静岡県「健康マイレージ事業」が登録されており、その内容は、「1 概要／『健康マイレージ事業』とは、各市町において、住民に健康づくりを促進する新しい仕組みであり、住民は、市町が決定した健康づくりメニューを一定期間行うことを条件に特典を受けられる制度である。」の記載がある。

また、「健康マイレージ事業」については、市民や町民の健康づくりのための事業として、別掲の新聞記事情報及びインターネット情報の通り、2006年頃から柳井市等において、その事業や制度等の取り組みが始まり、現在は、柳井市、袋井市、豊田市、北九州市、つくば市、三島市、藤枝市、函南町、裾野市、清水町、浜松市、伊豆の国市、長泉町、泉佐野市、霧島市、豊後高田市、十日町市、中土佐町等いくつもの市や町によって、その事業は行われており、広がりを見せている。そして、それぞれの市や町において、該事業の下、「健康マイレージ」の文字が使用されている。

そうとすれば、「健康マイレージ」の文字はいくつもの地方自治体が行っている市民や町民の健康づくりのための健康マイレージ事業において使用される、該事業の標章として、一

般的に広く知られている。

してみれば、「健康マイレージ」の文字は、地方公共団体がやっている公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章と認められるものであって、また、本願商標はその事業において使用される「健康マイレージ」の標章と同じ構成文字よりなるものであるから、著名な該標章と同一又は類似の商標というべきである。

したがって、本願商標は商標法第4条第1項第6号に該当する。

## 3 当審における拒絶理由に対する請求人の意見

本願商標について、前記2の拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えたが、請求人は何ら意見を述べていない。

## 4 当審の判断

本願商標並びにその指定商品及び指定役務は前記1（省略）の通りである。

そして、前記2の拒絶理由は、妥当なものと認められる。

してみれば、本願商標は地方公共団体が行っている公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標と認められるものである。

したがって、本願商標は商標法第4条第1項第6号に該当し、これを登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

## 別 掲

<新聞記事情報（抜粋）>

(4)2009年5月26日付読売新聞（西部朝刊27頁）

『『健康マイレージ』北九州市が7月開始、毎日の運動で景品ゲット＝北九州』の見出しの下、「◆毎日の運動ポイント化で景品ゲット 政令市初、医療費削減へ新制度／北九州市は7月1日から40歳以上を対象に健康診断の受診や毎日の運動量等をポイント化し、歩数計等と交換する健康マイレージ制度を始める。生活習慣の改善を意識してもらうのが狙いで、政令市では初の取り組みという。」の記載がある。

<インターネット情報（抜粋）2013年5月29日検索>

(4)「つくば市」のウェブサイトにおける「市民のための健康サポート『つくば健康マイレージ』」のウェブページにおいて、「『つくば健康マイレージ』のご存知ですか？」の項目では、「『つくば健康マイレージ』事業／健診を受けたり、健康づくり事業に参加して応募すると記念品をプレゼント。応募者を対象にした抽選で豪華景品が当たるチャンスもあります。」の記載がある。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和29年	商標登録第452727号～第455366号
〃 39年	〃 第654600号～第657187号
〃 49年	〃 第1091096号～第1094299号
〃 59年	〃 第1718110号～第1733390号
平成6年	〃 第2696901号～第2698801号
平成16年	〃 第3371459号～第3371460号
平成16年	〃 第4806201号～第4814815号

各年の10月1日～10月31日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます)。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成23年6月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは5月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

## ●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

## ●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
26年1月分	22,602	8,934
前 年 比	102%	107%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)